

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	SWCC株式会社		コード	5805
提出日	2023/5/30	異動(予定)日	2023/6/27	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会終結の時をもって社外取締役戸川清氏が退任されるため。 ・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	坂倉裕司	社外取締役	○														○		有
2	市川誠一郎	社外取締役	○														○		有
3	椋野貴司	社外取締役	○														○	新任	有
4	西村美奈子	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		同氏は総合商社の財務関連業務執行者、証券会社の経営者、さらにM&Aアドバイザー・ファームの最高財務責任者としての経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、そのような経歴および見識に基づき当社の経営を監査、監督していただくことで、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待されることから、引き続き社外取締役に選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。従いまして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
2		同氏は製造メーカーの生産技術関連業務執行者としての経歴を通じ、経営に対する高い見識を培われており、そのような経歴および見識に基づき当社の経営を監査、監督していただくことで、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待されることから、引き続き社外取締役に選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。従いまして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
3		同氏は上場企業での営業、経営企画や海外子会社での経営トップとしての経験と実績から、グローバルな企業経営に関する幅広い知見を有しております。その豊富な経験と実績を活かし、当社の事業に対するグローバルな経営者視点での的確な提言および執行の監督が期待されることから、社外取締役に選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。従いまして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
4	西村美奈子氏が業務執行者として所属する㈱Next Storyと当社グループの間に、2022年度において取引がありました。その取引額は、当社グループにおいては連結売上高の0.1%未満、㈱Next Storyにおいては売上高の1%未満でした。	同氏は人材育成・キャリア開発を中心とした豊富な経験と、企業経営者としての幅広い見識を備え、さらにIT分野における高度な知見を有しております。その豊富な経験と高い見識を踏まえ、当社の重要課題であるみらいへの人材育成ならびに変革および成長を促すDX推進に対し、独立した立場からその職務を適切に遂行していただけたものと期待し、社外取締役に選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。従いまして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

<p>(ご参考) 社外役員の独立性判断基準 当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。</p> <p>① 当社および当社の子会社(以下、併せて「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者 ② 当社グループを主要な取引先とする者(注2)、またはその業務執行者 ③ 当社グループの主要な取引先である者(注3)、またはその業務執行者 ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主、またはその業務執行者 ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者 ⑥ 当社グループから役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等 ⑦ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者、当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者 ⑧ 2項から7項までのいずれかに過去3年間において該当していた者 ⑨ 1項から7項までのいずれかに該当する者の近親者(注5)である者</p> <p>(注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、または執行役員その他の上級管理職にある使用人という。 2. 主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、その者の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先、または直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している金融機関をいう。 3. 主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先をいう。 4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人または団体の場合はその連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。 5. 近親者とは、配偶者または二親等内の親族をいう。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。